

理由

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別緊急関税制度等について所要の規定の整備を行うほか、輸出又は輸入をしてはならない貨物に係る申立てが効力を有する期間として希望するところができる期間の延長等の措置を講ずる必要があるからである。